

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約

日本国及びチリ共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は課税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

- 1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
- 2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に

課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生じた時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものととして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条 対象となる租税

1 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国については、

(i) 所得税

- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税
- (v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) チリについては、所得税法に基づいて課される租税（以下「チリの租税」という。）

2 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的

権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「チリ」とは、チリ共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、チリ共和国の全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、チリ共和国が国際法に基づいて主権的権利を有する全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はチリをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

- (h) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (ii) チリについては、財務大臣、歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者
- (i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人
 - (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
- (j) 「年金基金」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者をいう。
 - (i) 主として一方の締約国の居住者の利益のために、専ら又は主として、退職年金又は当該一方の締約国の社会保障に関する法令として当該一方の締約国において課税上認められたものに基づく他の退職年金に類する報酬を管理し、又は支給することを目的として、当該一方の締約国内において設立され、かつ、運営される者
 - (ii) (i)に規定する者の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される者。ただし

し、当該者の実質的に全ての所得が、(i)に規定する者の利益のために行われる投資から取得される場合に限る。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両

締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

4 一方の締約国の居住者が取得する所得について、この条約の規定に基づき他方の締約国において租税が免除され、又は軽減される場合において、当該一方の締約国の法令に基づき、当該一方の締約国の居住者が、当該一方の締約国内において取得した所得についてのみ租税を課されることとされているとき、又は当該所得の全額についてではなく当該所得のうち当該一方の締約国内に送金され、若しくは当該一方の締約国内において受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該他方の締約国において認められる租税の免除又は軽減は、当該所得のうち当該一方の締約国において租税を課されることとされている所得についてのみ適用する。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 「恒久的施設」には、次のものを含む。

- (a) 建築工事現場、建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの建築工事現場、工事又は活動が六箇月を超える期間、存続する場合に限る。

- (b) 企業が行う役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）であって、使用人その他の個人（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間、一方の締約国内において行われる場合に限る。

(a)及び(b)に規定する活動の期間は、二以上の関連する企業が一方の締約国内において行う活動の期間を合計して決定する。ただし、一の企業が当該一方の締約国内において行う活動とその関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。(a)及び(b)に規定する活動の期間の決定に当たって、二以上の関連する企業が同時に行う活動の期間は、一度に限り算入する。一方の企業が他方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は同一の者が双方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合には、当該一方の企業は、当該他方の企業と関連するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査の実施その他これらに類する活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、これらの活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合

せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までのいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を付与するための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国

内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者とある企業は、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又はそれぞれが同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業は、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人

の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条約の適用上、「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動

産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む必要な費用であつて当該恒久

的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 1から3までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

5 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、チリの企業である場合には日本国の事業税、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でチリにおいてこの条約の署名の日の後に課されることのあるものを免除される。

3 この条の規定の適用上、企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、

次に掲げる利得を含む。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a) 当該企業が裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b) 当該企業がコンテナ（コンテナの運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

4 一方の締約国の企業が、他方の締約国内のある場所で乗せ、又は積み込み、かつ、当該他方の締約国内の他の場所で降ろし、又は取り卸す旅客又は物品の船舶又は航空機による運送によって取得する利得については、1の規定は、適用しない。この場合には、前条又は第十四条の規定を適用する。

5 1から4までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次のいずれかに該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されていると

きは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業間に設けられた条件が独立の企業間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。ただし、当該一方の締約国により行われた調整が1に定める原則に照らして、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて、当該他方の締約国の権限のある当局が同意する場合に限る。この調整に当たっては、この条約の他の

規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

- 3 締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、企業の利得の更正をしてはならず、かつ、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、1に規定する条件がな
いとすれば当該企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十
年を経過した後は、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得につい
ては、適用しない。

第十条 配当

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国
において租税を課することができる。

- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方
の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国
の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通

じ、当該配当を支払う法人の議決権の二十五パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 2の規定にかかわらず、1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においては、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である年金基金である場合には、租税を課することができない。ただし、当該配当が、当該年金基金が事業を遂行することにより又は関連企業を通じて取得されたものでない場合に限る。

4 2及び3の規定は、チリにおいて納付される追加税の適用を制限するものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

6 1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国

において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該利子の受益者が次のいずれかに該当する場合には、当該利子の額の四パーセント

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 関連しない者との取引に係る貸金業又は金融業を継続して営むことによつて実質的に総所得を取得する企業（当該利子を支払う者と関連しないものに限る。）。この(iii)の規定の適用上、「貸金業又は金融業」には、信用状の発行、保証の提供及びクレジット・カードのサービスの提供に関する事業を含む。

(iv) 機械又は設備を販売した企業（信用供与による当該機械又は設備の販売の一環として生じた債権に
関して当該利子が支払われる場合に限る。）

- (v) (i)から(iv)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの
- (b) その他の場合には、当該利子の額の十パーセント
- (a)の規定の適用上、企業は、ある者と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない場合には、当該者と関連しないものとする。
- 3 第二十九条2の規定に従って2の規定が適用されることとなる日から二年の期間については、2(b)に規定する率に代えて十五パーセントの率を適用する。
- 4 2(a)の規定にかかわらず、同規定に規定する利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等の取決めであつてバックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とするものの一部として支払われる場合には、当該利子に対しては、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

5 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 1、2及び4の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの

締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるとき（理由のいかんを問わない。）は、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

- (a) 当該使用料が、産業上、商業上又は学術上の設備の使用又は使用の権利に対するものである場合には、当該使用料の額の二パーセント
- (b) その他の全ての場合には、当該使用料の額の十パーセント
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム又はフィルム、テープその他画像若しくは音の再生の手段を含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程その他これらに類する無体財産権の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産の譲渡によって取得する収益に対しては、当

該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 (a) 一方の締約国の居住者が株式、同等の持分その他の権利の譲渡によって取得する収益に対しては、次の(i)又は(ii)に規定する要件を満たす場合には、他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 譲渡者が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、当該他方の締約国の居住者である法人の資本の二十パーセント以上に相当する株式、同等の持分その他の権利を直接又は

間接に所有していたこと。

(ii) 当該株式、同等の持分その他の権利の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、当該他方の締約国内に存在する不動産により直接又は間接に構成されていたこと。

(b) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の資本に相当する株式、同等の持分その他の権利の譲渡によつて取得するその他の収益に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができない。その租税の額は、当該収益の額の十六パーセントを超えないものとする。

(c) (a)(ii)の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者である年金基金が(a)及び(b)に規定する株式、同等の持分その他の権利の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該所得に對しては、他方の締約国においても租税を課することができる。

(a) 当該個人が、当該活動を行うため通常その用に供している固定的施設を当該他方の締約国内に有する場合。この場合には、当該所得のうち当該固定的施設に帰せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) 当該個人が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日以上の間当該他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該所得のうち当該個人が当該他方の締約国内で行う当該活動によって取得する部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 給与所得

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われたい限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 芸能人及び運動家

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十八条 退職年金

退職年金及び一方の締約国の社会保障に関する法令として当該一方の締約国において課税上認められたものに基づく他の退職年金に類する報酬であつて、当該一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に対して支払われるものに対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他の報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他の報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他の報酬については、第十五条から第十七条までの規定を適用する。

第二十条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内

において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができ

第二十二條 減免の制限

1 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国が当該所得を両

締約国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱う場合において、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するときは、この条約の規定に基づいて与えられることとなる租税に関する特典は、その所得については、与えられない。

(a) 当該一方の締約国及び当該両締約国以外の国又は地域において当該所得について現に納付される租税の額の合計が、当該所得が当該一方の締約国内において当該一方の締約国の企業によって取得され、又は受領されるとき、かつ、当該両締約国以外の国又は地域内に存在する恒久的施設に帰せられないとしたならば当該一方の締約国において当該所得について納付されたとみられる租税の額の六十パーセントに満たない場合

(b) 当該恒久的施設が、この条約の特典が要求される当該他方の締約国との間において有効な所得に対する租税に関する包括的な条約を有していない両締約国以外の国又は地域内に存在する場合。ただし、当該恒久的施設に帰せられる当該所得が当該一方の締約国において当該一方の締約国の企業の課税標準に含まれるときは、この限りでない。

この2の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法

令に従って租税を課することができる。もともと、この2の規定が適用される利子及び使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができるが、その租税の額は、当該利子又は使用料の額の二十五パーセントを超えないものとする。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってチリにおいて租税を課される所得をチリ内において取得する場合には、当該所得について納付されるチリの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 チリにおいては、二重課税は、次の方法により回避される。

(a) チリの居住者であってこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得するものは、チリの法令の規定に従い、当該所得について納付されるチリの租税の額から日本国において納付される当該租税の額を控除することができる。この2の規定は、この条約に規定する全ての所得について

適用する。

(b) チリの居住者が取得する所得について、この条約の規定に従ってチリにおいて租税が免除される場合においても、チリは、他の所得に対する租税の額の算定に当たって、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 この条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認める

ことを義務付けるものと解してはならない。

4 第九条1、第十一条8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

第二十五条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者とは、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するも

のである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、

1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請し、かつ、両締約国の権限のある当局が合意するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならぬ。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6 5の規定の適用上、

(a) 両締約国の権限のある当局は、5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者

の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

- (iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、次条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
- (v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
- (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
- (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
 - (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
 - (ii) 仲裁決定は、5、この6又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものととして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反に

よって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（b）(iv)及び(v)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e) 仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続（仲裁手続を含む。）は、終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii) 仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 訴訟又は審査請求が行われている事案について、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案により直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げない場合には、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、

両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。

(g) 5及び6の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十六条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の

締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合に

も、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、そ

の承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

2 この条約の規定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) チリにおいては、取得される所得及び費用として支払われ、貸記され、処理され、又は計上される額に対し、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十六条の規定は、当該規定の対象となる租税が源泉徴収される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約が効力を生ずる日から適用する。

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この

条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、次のものにつき適用されなくなる。

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) チリにおいては、取得される所得及び費用として支払われ、貸記され、処理され、又は計上される額に対し、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税につき適用されなくなる。

(c) 第二十六条の規定に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日に適用されなくなる。終了が効力を生ずる日の前に受けた情報提供の要請は、この条約の規定に従って取り扱われる。両締約国は、この条約の規定に基づいて入手した情報に関しては、同条に規定する秘密に関する義務に引き続き拘束

される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十六年一月二十一日にサンティアゴで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

二階尚人

チリ共和国のために

アレハンドロ・ミッコ

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約に関する議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びチリ共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約の規定に関し、

(a) チリの法令に基づいて設立された投資口座又は投資基金であつて、条約第四条1に規定するチリの居住者とされないものについては、条約の規定は、当該投資口座又は投資基金が行う送金及び当該投資口座又は投資基金の参加者が保有する持分の償還又は譲渡から生ずる所得に対して、チリの法令に基づいて租税を課することを制限するものと解してはならない。

(b) 条約のいかなる規定も、条約の署名の日に施行されているチリの法令第六百号（外国投資法）の現行の規定及びその一般原則を変更することなく随時行われる改正の後の規定の適用に影響を及ぼすもので

はない。

(c) 条約のいかなる規定も、条約第七条の規定に従ってチリ内に存在する恒久的施設に帰せられる利得について、チリにおいて日本国の居住者に対して行う第一区分税及び追加税の課税に影響を及ぼすものではない。ただし、追加税の額の計算上、第一区分税の全額を控除することができる場合に限る。

(d) 条約の解釈又は適用（ある措置が条約の適用の対象となるか否かを含む。）に関して生ずる問題は、条約第二十五条の規定に従ってのみ解決される。サービスの貿易に関する一般協定第十七条の規定は、両締約国の権限のある当局が、ある措置が条約第二十四条の適用の対象とならないと合意する場合を除くほか、当該措置については、適用しない。この(d)の規定の適用上、「措置」とは、条約の対象となる租税に関する法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他同様の規定又は行為をいう。

2 条約第二条2の規定に関し、一方の締約国が条約の署名の日の後に財産に対する新たな租税を導入する場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、同条2第二文の規定に従って、他方の締約国の権限のある当局に対し、その新たな租税について通知する。

3 条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国の法令の下においてその所

得の全部又は一部に対する租税が免除されるか否かにかかわらず、次の者を含む。

(a) 専ら宗教、慈善、教育、文化又は科学のために当該一方の締約国内において設立され、かつ、維持される法人

(b) 条約第三条 1 (j) に規定する年金基金であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて設立されるもの

(c) 輸出、投資又は開発を促進することを目的として設立された機関であつて、当該一方の締約国が資本の全部を所有するもの

4 条約第七条に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行つていた場合において、当該企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをやめた後、当該恒久的施設に帰せられる利得を取得するときは、当該利得に対しては、同条に定める原則に従つて、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 条約第十条の規定に関し、

(a) チリが、他の条約において、チリにおいて納付される追加税の適用を制限することに合意する場合に
は、両締約国は、条約の特典の均衡を回復するために条約を改正することを目的として相互に協議す

る。

(b) 次のいずれかに該当する場合には、条約第十条4の規定は、適用せず、かつ、同条2(a)及び(b)の規定に基づいて課される租税の額は、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当であつて他方の締約国の居住者が受益者であるものの額の二十パーセントを超えないものとする。この場合において、両締約国は、条約の特典の均衡を回復するために条約を改正することを目的として相互に協議する。

(i) チリの法令に基づいて課される追加税の率が三十五パーセントを超える場合

(ii) 納付すべき追加税の額を決定するに当たり、第一区分税の全額を控除することができなくなる場合

6 条約第十一条4の規定に関し、「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を他の者（当該他方の締約国内から直接に利子を受領するとしたならば当該利子について当該他方の締約国において同条2(a)に規定する租税の制限の適用を受けることができなかつたとみられるものに限る。）に支払うように組成される全ての種類の取決めをいうことが了解される。

7 条約第十一条から第十三条までの規定に関し、チリが日本国以外の国との間で条約を締結する場合にお

いて、その条約の規定により利子若しくは使用料の支払に対する租税が条約第十一条2若しくは第十二条2に基づいて課される租税よりも低いものに制限されるとき、又はその条約において条約第十三条に規定する収益に対する両締約国の租税を課する権利をより制限する条件が含まれるときは、両締約国は、日本の要請に基づき、その低い租税又は制限された条件を条約に規定するために条約を改正することを目的として協議する。

8 条約第二十五条3の規定に関し、同条3に規定する「この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義」には、条約の目的が国際的な二重課税を回避することであることを考慮して、特典の付与に関し、予定されていない又は意図されていない方法で条約の規定が利用される事案を含むことが了解される。

9 条約第二十五条5及び6の規定に関し、同条6の規定は、同条5の規定に従って未解決の事項を仲裁に付託することについて、両締約国の権限のある当局が合意した場合にのみ適用されることが了解される。

10 条約第二十六条の規定に関し、同条1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報を入力し、又は提供する義務を課するものと解してはならないことが了解される。

- (a) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信
- (b) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十六年一月二十一日にサンティアゴで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

二階尚人

チリ共和国のために

アレハンドロ・ミッコ